

第31回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年11月5日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 10番 露崎春雄
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
 - 9番 渡邊美代子
 - 11番 山口武夫
- 6 農林振興課職員 1名
三沢主査
- 7 出席事務局職員 4名
伊藤事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井主査

◎開 会

平成30年11月5日午後3時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。この間の研修会には大変多くの方に来ていただきまして、ありがとうございました。

また、14、15日で視察研修があるわけですがけれども、15日が臨時議会ということで、私が欠席ということになりました。くれぐれも気を付けて行っていただければと思います。紅葉全線がちょうど茨城に来ているそうなので、いい景色も見られるかなとも思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっております。では、会長よろしくをお願いいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第31回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

欠席委員の報告を申し上げます。11番、山口武夫委員、9番、渡邊美代子委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、切替三夫委員、4番、奥野元好委員を指名いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年10月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、永地在住の個人が、市原市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、管理が困難なことから売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、経営規模拡大することにより、経営基盤の安定を図ることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地の写真をごらんください。場所は、上泉字東沖田及

び小水有です。現地を確認したところ、現地は水田で稲刈り後の状況でした。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が230アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。10月24日に現地調査を行いました。現地は、事務局の言われたとおり稲刈り後の状態でありまして、問題ありませんでした。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地担当委員の意見を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎です。11月2日に〇〇〇さんと午前9時に会い、農家要件について確認いたしました。〇〇〇さんは、会社を経営していますが、長男に今経営を任せて、自分は農業、妻と2人で農業しているそうです。耕作面積や農機具等は、事務局が言われたとおりで、何も問題ありませんでした。皆さんの審議よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○2番（石渡正明君） 2番の石渡です。農家要件についてお尋ねしたいのですが、事務局の方に、この案件ですと1世帯で年間要件150日以上の180日ということなのですが、例えば明らかに仕事は公務員で、農家要件で言えば150日従事するのはそれでいいのですが、例えば昼間お勤めしていて、ちょっと仕事終わって、家に帰って1時間ぐらい耕作をしたよと、それも1日としてカウントされるのか、あるいはちょっと見回っただけでも、その分を農業として従事した日数に入るのか。その辺のところの定義みたいなものを教えていただければと思っています。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。定義というものは、ちょっと確認する必要がありますが、ただ先ほどおっしゃられた1日の考え方として、水回りの管理だとか草刈りだとか帳面にきょう何を

したという細かい記入をすること、現場に必ずしも行かなければいけないということではなくて、そういうことも含めて1日として考えることもできます。必ず8時間現場に出て農業従事しないと1日とカウントしなければならないかというものではありません。そういうふうに農業会議のほうに確認したことがあります。

○2番(石渡正明君) 具体的に例えば何時間以上従事したら1日ということではなくて、この委員の中で私だけ農業やっていないので素朴な疑問としてのことなのですけれども、例えば水回りの管理をしました、あるいは野菜泥棒がいるかどうか見回りましたとか、そういうのも当然農作業だと思いますので、これはあくまでも本人申請ということで、従事していますということで案件としては通ると、そういう解釈でよろしいですかね。例えば50アール要件ですとか、あるいは耕作放棄地がないですとか、あと農業に必要な重機備品がそろっていますよというのはわかると思うのですよ。でも、あくまでも本人が150日以上世帯で従事しているよというのであれば、当然それはもう信用するしかありませんし、それが一番真実なわけでしょうから、そういうふうに理解しています。

○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年10月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、百目木在住の個人が、同じく百目木在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢で農地の管理が困難なことから、売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、今まで農地を借りハウスを建て耕作をしていましたが、譲り渡し人からの売買の申し出があったため、これを受けるとのことです。

総会資料4ページから6ページの位置図及び現地の写真をごらんください。場所は、百目木字津島

です。現地を確認したところ、現地はハウスが建っており耕作がされていました。

総会資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン等を所有しており、もみすり乾燥等については、地元の農業者に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で850日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が92アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと百目木地区で耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、有原敏夫委員ですが、本日喉の調子が非常に悪く、声が出ないということなので、8番、若林委員から代読で説明をいただきます。

○8番（若林 豊君） 10月24日の午前9時に、譲り受け人とその父親、私の3人が申請地へ赴き、現地を確認して農家要件等の話を聞きました。現地はパイプハウスが建てられており、ハウレンソウが栽培されていました。この土地は、ハウスを建てたときから譲り渡し人との間で賃貸借がされておりましたが、今回買ってほしいとの申し出があったので買うことにしたそうです。父親は〇〇〇の代表であり、認定農業者でもあります。譲り受け人は、その後継者であり、地域にとけ込み、一生懸命農業に取り組んでおります。農家要件等は、事務局の言われたとおりで問題ありません。皆さんの審議をよろしく願います。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の電気工事業を営んでいる個人が、みずからの農地1筆、219平方メートルについて、事業用の駐車場及び資材置き場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年10月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅から南西側約1.8キロメートル、袖ヶ浦バスターミナルからは西側約700メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については、申請者は、袖ヶ浦市から防犯灯の修繕を任されるなど、地域に密着した事業を営んでいることから、転用許可の例外として規定されている「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するという事で、君津農業事務所と共通認識がなされております。

今回の申請理由としましては、総会資料8ページの位置図上に既存施設として記載しておりますが、現在使用している駐車場及び資材置き場は、距離が遠く管理ができないため、自宅前の申請地を転用したいとするものです。

なお、既存施設については、申請者の妻名義の土地となっております。

総会資料9ページの土地利用計画図をごらんください。事業に使用する商用車の駐車場を3台分、来客用の駐車場を3台分の計6台の駐車スペースと、電気工事に使用する資材を置く計画となっております。

造成計画については、山砂にて埋め立てし整地する計画となっております。

排水関連については、雨水のみの自然浸透となっております。

防災計画については、隣接農地との境界にコンクリートによる土どめを行った上でフェンスを設置し、土砂等の流出を防止する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

10月25日午前10時から小泉委員と2人で現地を見ました。今事務局が言われましたように今回の敷地の前が自分の住居ということで、今まで約五、六百メートル先のところ、〇〇〇の家なのですが、それがあったのですが、そこだとかなり遠いということで今回お願いしたいということで、あとは事務局言われたとおりでございますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から補足説明があれば、お願いいたします。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。特にございません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の所有者から農地1筆を売買に

より取得し、駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年10月22日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の北東側約2.6キロメートル、平岡小学校からは北側約600メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については、転用許可の例外として規定されている既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当するというので、君津農業事務所と共通認識がなされております。

申請の内容ですが、譲り受け人は、申請地の隣接地で介護施設を運営しておりますが、従業員が30名のうち常時13名が車両通勤で交代勤務している状況であり、また事業用車両2台を所有し、来客者も駐車場を利用することから駐車スペースが不足する状況にあり、今回の駐車場整備を計画したものでございます。

土地利用計画については、総会資料12ページのとおりでございまして、5台分の駐車場整備の計画となっております。

造成計画については、畑地のため整地のみを行い、碎石を敷きならすこととなっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

周辺農地への影響等ですが、申請地南側は道路であり、西側については水路のため、特に影響はありませんが、のり面に芝の種をまき土砂の流出を防止するとのことでした。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料13ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。現地調査の報告をします。

10月27日午前9時、代理人の〇〇〇さんと現地で集合しまして現地を見たのですが、ほぼ施設の一角の感じで、もうこれは問題ないと思いますから、よろしくご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した10番、露崎春雄委員から補足説明があればお願いいたします。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎です。写真のその右側に植木みたいのがちょっとあるので、これをどかせばすぐとめられるような状態でした。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第4号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第4号の整理番号1についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の所有者1名から申請地の農地5筆を買い取り、戸建て住宅7棟を建築し、建て売り分譲したいとするもので、当初平成30年7月5日の農業委員会総会を経て、平成30年7月31日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件の土地利用計画の変更承認申請でございます。

なお、本件については、平成30年10月19日に計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料14ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅からは南側約1.5キロメートル、蔵波中学校からは東側約250メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

計画変更の内容については、総会資料、ページを飛びまして17ページをごらんください。計画変更の内容といたしましては、事業地内の未利用地としていた部分にごみ置き場を設置することに伴い、新設道路の終端転回場を拡大し、ごみ収集用の車両が転回できるように変更することとなっております。また、これに伴い、ナンバー3宅地の面積が336.05平方メートルから281.10平方メートルに減少することとなります。それ以外の転用目的等については、当初計画から変更ありません。

なお、変更前後の農地以外を含む全体計画を総会資料15ページ及び16ページに添付しております。
所要資金については、当初計画から変更ありません。

また、総会資料18ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、奥野元好委員。

○4番（奥野元好君） 11月2日午後2時に〇〇〇の正門にて代理人である設計会社〇〇〇の〇〇〇氏と待ち合わせ、中川委員と私と2人で現地調査を行いました。現地は、前ははまだ建物が建っていたり、雑木があって非常に見にくかったのですが、現在はほとんど造成がなされており、もうきれいに造成されていました。あと、この変更理由については、事務局が説明したとおりでございます。何も言うことはありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した12番、中川喜一郎委員から補足説明があれば。

○会長職務代理者（中川喜一郎君） 12番、中川です。今奥野委員から言われたように、この18ページの図のようにきちっと整備されて特に問題の点ありませんでした。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の2について事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第4号の整理番号2についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとするもので、当初平成30年9月5日の農業委員会総会を経て、平成30年9月26日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件の土地利用計画の変更承認申請でございます。

なお、本件については、平成30年10月19日に計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約3.5キロメートル、平岡小学校幽谷分校からは南東側約2.7キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地でございます。

計画変更の内容といたしましては、総会資料20ページが変更前の計画図であり、総会資料21ページが変更後の計画図となっております。当初パネルを3列設置する計画となっておりますが、申請地北側にある第三者所有の太陽光発電設備への影響を考慮した結果、2列設置する計画へと変更したいとするものです。また、これに伴い、パワーコンディショナーの位置も変更する計画となっております。

なお、パネルの枚数、設置面積等については、変更ありません。

所要資金については、当初計画から変更ありません。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。今事務局からご説明ありましたが、私も見て感じたことを申し上げたいと思います。太陽光発電〇〇〇から、何回か前に申請し許可をいただいた土地に、今事務局おっしゃったパネルの3列を2列にするというようなお話でした。

22ページの写真がちょっと平らに見える。これ結構向こう、写真の奥のほう、南傾斜下がってますね。それで、太陽光を3列やると右側の既存のパネルの日影、日照権、いわゆる日影で隣に迷惑かけるということで2列にしたということです。それと、発電能力は3列を2列にしても変わらないということで、ただ斜度は35度が一番いいのだけれども、15度でやるということでパネルがどうかなどということを言っていましたけれども、南傾斜で先の方は日影になるような樹木等がなく、日没まで日が当たるといって、発電能力は関係ないということでございました。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から何かあれば報告。

○3番（切替三夫君） 補足することはありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の3について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第4号の整理番号3についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市内の社会福祉法人が、市内在住の所有者から農地1筆を賃貸借し、駐車場用地に転用したいとするもので、当初平成30年8月6日の農業委員会総会を経て、平成30年8月27日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件の土地利用計画の変更承認申請でございます。

なお、本件については、平成30年10月22日に計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約4キロメートル、平岡小学校幽谷分校からは南側約2.5キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地でございます。

計画変更の内容といたしましては、総会資料24ページが変更前の計画図であり、総会資料25ページが変更後の計画図となっております。当初計画の対面駐車では26台分駐車可能でしたが、変更後のレイアウトのほうが5台分多く駐車できることが判明したため変更したいというものでございます。

また、申請地の南東側に河川がありますが、転落防止策として、当初はブロックどめを行う計画でしたが、駐車場利用者が従業員であり周知できることから、盛り土に変更し、さらに目視できるように盛り土の上にトラロープ2段の柵を設置したいというものでございます。

転用目的等は、当初計画から変更ありません。

所要資金についても当初計画から変更ありません。

総会資料26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。10月24日午後3時ごろ、〇〇〇さんから図面をもって説明をいただきました。それを基本に11月2日に現場を見たところ、確かに5台ほど余計にとめられるということでした。それで、〇〇〇の施設のほう、ちょっと建物の間の通路等に車をとめてあるのではないかなと思いましたが、路上駐車はおかげさまで1台もなく、全部、従業員の車はこの駐車場にとめてありました。前回ご承認いただいて、また設計変更ということですが、一朝有事、何があっても緊急車両が入れるということです。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から補足説明があればお願いします。

○3番（切替三夫君） ありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦について

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてご説明いたします。

議案6ページ及び総会資料27ページをごらんください。平成31年3月31日をもって任期満了に伴う農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選募集に当たり、推薦や応募のあった両委員の数が、それぞれの定数を超えた場合には選考が必要となってまいります。選考に当たりまして、公正性・透明性の確保から、袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会の設置がなされるところでございます。

この候補者評価委員会の委員につきまして、同委員会運営要綱第3条第1項の規定により、農業委員から2名を推薦していただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

事務局の説明では、農業委員の中から評価委員を2名推薦することとなりますが、人選に当たっては、まず立候補からお聞きしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 異議ないものと認めます。

それでは、立候補する人はございませんか。

立候補はないようですので、推薦をいただきたいと思いますが、どなたか具体的な推薦者のご意見はございますか。

中川委員。

○会長職務代理者（中川喜一郎君） 12番、中川です。まず、我々のメンバーの中から年長者ですばらしい人ですが、関根委員を推薦したいと思います。

また、もう一名の方、今まで運営委員長をなさった有原委員を推薦したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） ただいま中川委員から7番、有原敏夫委員と15番、関根芳夫委員の推薦がございましたが、ほかに推薦のご意見はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 推薦の意見がないようなので、1人ずつ採決をいたします。

袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員として、7番、有原敏夫委員を推薦することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

続きまして、15番、関根芳夫委員を推薦することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦については、7番、有原敏夫委員と15番、関根芳夫委員を推薦することと決定いたします。

◎議案第6号 平成30年度第8次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第6号 平成30年度第8次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第6号の平成30年度第8次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この平成30年度第8次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の84ページから90ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が78件で、そのうち通常の利用権設定が11件、農地中間管理事業による利用権設定が67件となっております。

農地中間管理事業の内訳は、勝・大曾根地区が9件、百目木地区が33件、大鳥居地区が15件、その他の地区が10件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で4,094.8602アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから57ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号について、賛成の方挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成30年度第7次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第7号 平成30年度第7次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第7号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査（三沢徹君） 農林振興課の三沢と申します。

議案第7号 平成30年度第7次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものです。今回は前回の総会の際に少し触れさせていただきました、地域で中間管理事業の契約締結を行った案件がメインで、個別案件が少々ございます。

内訳としまして、先ほど議案第6号の中でも説明がありましたが、まず大曾根・勝地区で、地権者9名に対しまして借り受け者2名で、1.4町歩ほどを借り受けます。

次に、百目木地区で、地権者33名に対して借り受け者5名で、23.4町歩ほどを借り受けます。

次に、大鳥居地区で、地権者15名に対して借り受け者11名で、4.6町歩ほどを借り受けます。

最後に、個別案件で、地権者13名に対して借り受け者4名で、4.8町歩ほどを借り受けるということになりまして、総括して3地区及び個別案件含め、地権者70名に対して借り受け者22名、合計34万3,308.02平方メートル分の配分計画（案）となっております。

以上で配分計画（案）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。この計画のほうの案のほうの155ページの上宿営農組合の関係なのですが、そこで農業生産法人の名称というところの下のほうに、その法人等が耕作している面積4,024ということで、単位は平方メートルということで。

○農林振興課主査（三沢徹君） 平方メートルです。

○14番（山口勝久君） これはこの数字でよろしいのですか。

○議長（地引正和君） 三沢君。

○農林振興課主査（三沢徹君） お答えします。

現在正式に利用権、または農地中間管理機構を通して契約されている面積が4,024平方メートルということでございます。つけ加えますと、ちょっと言い方が正しいかわからないのですが、口約束でやっているものは含まれておりません。

以上でございます。

○14番（山口勝久君） ちょっと私、割と近いところのあれなので、もう少しやっているという印象があったので、わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の7ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年9月1日から9月30日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案8ページから11ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年9月1日から9月30日までで14件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。

議案12ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年9月1日から9月30日までで2件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第31回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時02分 閉会